

2019年7月

外国為替関係手数料の一部改定のお知らせ

平素は京都信用金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。
当金庫では誠に勝手ながら、**2019年8月1日(木)**より、外国為替関係手数料を下記の通り一部改定いたします。何卒、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

今後とも一層のサービス向上に努めてまいりますので、引き続きご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 改定日 **2019年8月1日(木)**

2. 改定する手数料（消費税はかかりません）

(1)仕向送金・被仕向送金手数料

【改定前】			【改定後】
取引の種類		手数料	手数料
仕向送金	送金手数料	窓口扱い	4,500円
		(うち、本支店)	
	インターネット扱い		変更なし
		(うち、本支店)	
	取引手数料(Lifting chg.)	2,500円	送金金額×1/20% (最低 2,500円)
被仕向送金 ※1.2.3		2,000円	送金金額×1/20% (最低 4,000円)

- ※1 円貨で受領された外貨被仕向送金の金額が75万円以上の場合は無料です。
 ※2 送金金額が8,000円未満、かつ、手数料受取人負担の場合は、送金金額の半額を手数料として申し受けます。
 ※3 手数料依頼人負担の場合は、請求に係る実費を別途手数料として申し受けます。

(2)照会・組戻手数料

被仕向送金に係る以下の手数料を新設します。

被仕向送金	照会手数料(電信料を含む) ※1	2,000 円
	資金返却手数料(電信料を含む) ※2	2,000 円

※1 受取人に連絡がつかない場合の照会等。入金時または資金返却時に送金金額から差し引きます。
 ※2 受取人から徴求、または資金返却時に送金金額から差し引きます。

(3)輸出手形買取手数料

【改定前】

取引手数料 (Lifting chg.)	買取金額×1/10% (最低 5,000 円)
少額取引手数料 (Minimum chg.)	75 万円未満の場合 5,000 円



【改定後】

買取金額×1/10% (最低 10,000 円)
100 万円未満の場合 10,000 円

以上

くわしくは、窓口までお問い合わせください。